○国土交通省告示第五百二十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道中川郡池田町字近牛六八番一六六	平成二十二年五月二十四日○時

○国土交通省告示第五百二十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	砂川市焼山二三四番二から同市焼山二四六番七まで	平成二十二年五月二十四日○時

○国土交通省告示第五百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第4997号	船外機（小型船舶用）	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
第4998号	〃　05003F	〃	〃

○国土交通省告示第五百二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－379号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ハルテックス　インサイドフロアー　タイプⅡ	株式会社コスモ	大分県臼杵市大字末広3527番地の7
第F－380号	〃	ハルテックス　インサイドフロアー　タイプⅢ	〃	〃

○国土交通省告示第五百二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－392号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ヤトミックス　ES－ダー	ペトロケミカルス株式会社	大阪府大阪市淀川区西中島二丁目11番30号

○国土交通省告示第五百二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－417号	火災の危険の少ない家具及び備品（寝台）	ＡＣ09511	シモンズ株式会社	東京都港区芝浦四丁目5番4号

○国土交通省告示第五百二十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年五月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4750号	船外機（小型船舶用）	00202F	タイスズキ株式会社	クラッチドッグシフターの変更
第4467号	〃	00502F	〃	イグナイタユニットの変更に伴う点火時期の変更

○国土交通省告示第五百二十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年五月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十一日　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4252号	船外機（小型船舶用）	04002F	スズキ株式会社	プロペラシャフトの変更
第4253号	〃	05002F	〃	〃
第4972号	〃	06002F	〃	〃